

議案第 6 号

秦莊町・愛知川町合併協議会規約（案）

（設置）

第1条 秦莊町および愛知川町（以下「2町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項および市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

（名称）

第2条 この合併協議会の名称は、秦莊町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2町の合併に関する協議
- (2) 2町の合併に伴う新町建設計画の作成
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所の位置）

第4条 協議会の事務所は、愛知川町大字愛知川 72 番地に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

（会長および副会長）

第6条 会長および副会長は、2町の長の協議により、2町の長のうちからこれを選任する。

2 会長および副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2町の議会の議員各 6 名
- (2) 2町の長が協議して定めた学識経験を有する者 17 名以内

2 委員は、非常勤とする。

（会長および副会長の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて召集する。

2 会議の開催場所および日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長および委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて 2 町の関係職員等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(附属機関)

第 13 条 協議会は、新町建設計画を策定するため、附属機関を置くことができる。

2 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会および専門部会)

第 14 条 協議会に提案する必要な事項について協議または調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議または調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会および専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 15 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2 町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第 16 条 協議会の経費は、2 町が均等に負担するものとする。

2 2 町は、前項の規定による負担金を協議会の年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(財務に関する事項)

第 17 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 18 条 協議会の出納の監査は、会長が2 町の代表監査委員各 1 名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（報酬および費用弁償）

第 19 条 協議会の会長、副会長、委員および監査委員は、報酬およびその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬および費用弁償の額、支給方法等は、会長が会議に諮り別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第 20 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した 2 町の長においてこれを監査委員の監査に付し、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。

（委任）

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

1 この規約は、平成 15 年 月 日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の負担金に関しては、第 16 条第 2 項中、「年度開始後」とあるのは、「協議会の予算の成立後」と読み替えるものとする。